

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和4年度第1回東久留米市環境審議会
2. 日時 令和4年8月30日(火) 午後2時00分から午後4時15分
3. 場所 東久留米市役所4階 庁議室
4. 出席委員氏名(敬称略) 杉原弘恭(会長)、水戸部啓一(職務代理者)、岸義幸、重藤さわ子、宮川正孝、濱中冬行、佐藤悦雄、桑原留里子、笠原正信、古本栄一、藤井達男(以上11名)
5. 欠席委員氏名(敬称略) 伊藤純一(以上1名)
6. 事務局職員名 長澤環境安全部長、浅海環境政策課長、有倉計画調整係長、平井生活環境係長、櫻井緑と公園係長、後藤計画調整係主任
7. 傍聴人 なし
8. 委員委嘱式
 - (1) 開会の辞
 - (2) 委員委嘱
 - (3) 事務局の紹介
9. 令和4年度第1回東久留米市環境審議会
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - ①東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について
 - ②東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について
 - (4) 報告
 - ①向山緑地公園及び柳窪けやき森の広場土地購入について
 - ②東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
 - (5) その他

10. 配布資料

東久留米市環境関連条例（抜粋）…資料 1

東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に係るこれまでの会議 …資料 2

東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略 骨子案 …資料 3

向山緑地公園及び柳窪けやき森の広場地図 …資料 4

地球温暖化対策実行計画の改定について …資料 5

環境審議会日程調査票 …資料 6

東久留米市緑の基本計画等検討部会員名簿 …参考資料 1

東久留米市緑の基本計画等スケジュール …参考資料 2

東久留米市主要計画スケジュール …委員資料

【当日配布資料】

第 10 期東久留米市環境審議会会員名簿

東久留米市第二次環境基本計画（新任委員に配布）

東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し東久留米市生物多様性戦略（新任委員に配布）

かんきょう東久留米 令和 2 年度版（新任委員及び一部の継続委員に配布）

11. 令和 4 年度第 1 回環境審議会

- ・ 出欠席者の報告 出席 11 名、欠席 1 名、定足数に達しており会議は成立

開会

○環境審議会について（資料 1）

【事務局】資料 1 の説明

- ・ 環境行政の基軸となる環境基本条例では、第 1 条に、この条例は環境基本法及び東京都環境基本条例に基づき、環境の保全、回復と創出について基本理念を定め、東久留米市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これら環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とするとしている。また、4 条、5 条、6 条においては、市や市民、事業者等の責務を定めている。
- ・ 環境審議会の位置づけは、市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、東久留米市環境審議会を置くと定められており、第 2 項に（1）環境計画に関する事項、（2）環境保全等の施策に関する基本的事項、（3）環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について審議することを明記されている。また、東久留米市のみどりに関する条例第 2 条の 2 においては、緑の基本計画の策定に当たり、東久留米市環境審議会に諮ることが明記されている。
- ・ 環境審議会の皆様には、緑の基本計画等の策定、市の環境の状況及び環境保全に関して講じる対策など、年次報告の進捗について評価をいただく予定となっている。

○会長の選出・職務代理者の指名

- ・会長に杉原委員が選出され、職務代理者の水戸部委員が指名された。

(2)配布資料の確認（省略）

(3)議題

①東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について

- ・杉原会長及び水戸部職務代理が選出された。

②東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について

【事務局】資料2、資料3、参考資料1、参考資料2の説明

- ・緑の基本計画の位置づけ、資料2でこれまでの検討部会の開催状況、参考資料1で検討部会員の構成、参考資料2で今後のスケジュールについて説明
- ・資料3の骨子案について説明

【委員】

- ・スケジュールについて補足する。「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」という緑の基本計画は、環境審議会が令和5年1月に最終的に答申を行うものである。
- ・答申をまとめるにあたり、緑の基本計画等検討部会が立ち上げられており、毎月のように部会が開催されてきた。
- ・素案らしきものができてきて、その内容の一部を環境員議会委員に紹介をしているのが現段階であり、10月には最終的に部会で確定した素案の報告をして、意見があれば修正を行い、パブリックコメントを実施する。
- ・本日は、先ほどの説明に対し、意見があれば、それを部会で検討していくことになる。

【会長】

- ・審議会に新たな委員が参加されているので、後程、環境基本条例と基本環境基本計画や緑の基本計画、基本構想との関係を示した資料を、事務局を通じてお送りする。
- ・緑の基本計画の改定案がこれで固まっているわけではないが、第二次緑の基本計画中間見直しを基本的には踏襲して改定作業を進めている。環境は時間軸が長いので、改定案は国や東京都の施策を加味し、時点修正を行っていく。
- ・地球温暖化対策や、市長が重点的取組みとして掲げられた公共施設マネジメントの推進、デジタル化の推進、ボール遊びができる公園などこどもたちへの投資の3つが、基本構想の5つの基本目標に絡んでくる。基本構想の5番目の「自然と共生する環境にやさしい」は環境基本計画につながるが、環境基本計画とつながる緑の基本計画でも関連することが入ってくる。

【委員】

- ・公園・緑地面積の目標設定で具体的な数値を入れていくのは素晴らしいことだと思う。
- ・懸念として、どのように増えるという目標設定をされているのか、都市的農地が宅地化されている中で、農業公園など、多種多様な人が集まって、体験できる場所をつくる試みをされて

いる自治体もある。具体的にこちらが増えるという見込みがあるのであれば非常にいいことだと思うが。

【会長】

- ・都市計画法に基づく田園住居地域なども検討の視野に入れているが、どこまで実現できるかが問題。
- ・人口が減っていくと、1人当たりの公園・緑地の面積は増えていくので、絶対値を定めていくことを検討していく。

【事務局】

- ・農業公園の整備に取り組んでいる自治体もあるが、東久留米市に関しては、骨子案に記載させていただいている通り、農地に関しては基本的に農業振興計画の数値を目標にしていくとしており、現状の農地は維持していく現行目標があるので、この値を増やす方向性に転じるかについては、農業政策の中で考えていくことであると考えているが、農地については、増えていくというのは考えづらいところである。
- ・公園・緑地面積については、都市公園法の中で定められている考え方に基づいて1人当たりの公園面積というものを算出している。これに基づいて市の条例でも1人当たりの公園面積というものを設けている観点から、都市公園については、1人当たりの面積を増加させていく目標を設定させていただいている。

【委員】

- ・農地を増やすことは想定していないが、現状維持が非常に厳しい状況になるのではと危惧している。東久留米市も宅地需要はあるのだろうが、そのような中で農地を維持するのは大変であるが、計画の中に入れているのは素晴らしいことであると評価する。

【会長】

- ・農地と緑地に降る雨水が基本的な地下水涵養の元である。関東ローム層に溜まった雨水が河川にしみ出てくる。
- ・水と農地・緑地は、密接な関係があるので、審議会でも検討部会でもそこを視野に入れて取り組んでいる。

【委員】

- ・公園と緑地をどういうふうに我々は捉えていいのか。都営住宅や東京都住宅供給公社団地にある公園も含むのか。
- ・工事業者のため、遊休な土地になっているところも緑地になっている。指標が入っているわけではないが、それも緑地として捉えていいのか。人間とどのような関係にあるのかを押さえたらよいかを整理していただければと思う。

【事務局】

- ・公園と緑地の関係というのはどの局面においてそれを見るかによって若干、定義付けが変わってくるが、東久留米市においては、一定程度、人がにぎわいを求めて人が集まるオープンスペースがいわゆる公園としている。その公園に付随している部分もあるが、指定の植生を管理する場や緑を保全する場を緑地というような使い分けをしている。

【委員】

- ・都営住宅や東京都住宅供給公社などの団地内にある児童遊園など、市が管理している以外の公園等も面積の対象になるのかはっきりしておきたい。

【事務局】

- ・市が所管する公園以外も含まれている。

【委員】

- ・環境基本条例の説明があったが、4条の(2)で「土壌」に関しても保全のための施策を策定し、実施することを定めている中で、いかに農地を含めて、土壌を守り育てるかが非常に重要だと思っている。緑の保全、生物多様性の観点から、「土壌」、「表土の保全」を前面に出しても良いのではないか。

【会長】

- ・これまでの東久留米市の基本構想・長期総合計画でも水と緑しか掲げてこなかったが、「土」を今回の基本構想の中に入れていただいた経緯がある。
- ・骨子案でも議論あり、できるだけ前回の中間見直しのフレームでやっているところであるが、雑木林、街路樹、それらを育む公園・農地などを「土地」という形で、土を意識している。
- ・水は、湧水や河川などの生き物の生息域として、生きものは、水と緑に住む植物・動物・菌類としている。
- ・環境基本条例にも「土壌」とあるので、環境審議会で「土壌」を強調すべきだということであれば、検討部会で検討させていただく。

【委員】

- ・「菌類」とあるが、生態学上の菌類の種類は動植物より多い。これが土壌を作っているわけであるから、「土壌」と「菌類」をイコールにしておかないといけないのではないか。それが生態学的に環境を支えているということが大事であって、それを例えば開発行為によって掘り返したりしたら、生態学的に負の影響が出るということを我々は理解すべきだし、生態学自身が我々にとって知識が足りていないことが前提にあるわけだから、検討してほしい。
- ・全体的なことで申し上げますと赤字が多く入っているようだが、何か理由はあるのか。

【会長】

- ・これまでの中間見直しからの時点修正や、生物多様性をもう一度見直して位置づけていくことから、赤字が多く入っている。部会員からは生物多様性を前面に出すべきとの意見もあることから、そのあたりを調整しつつ、現行フレームを崩さない形で検討している。

【委員】

- ・中間見直し以降の話を付け加えていることや、大きなフレームは崩さないが、細かな修正が入っている。

【委員】

- ・例えば下谷橋の調節池では、令和3年度末までに遺跡の調査をされて、覆土し、工事が始まったわけであるから、注意喚起をする必要があるのではないかと思うが、覆土された下に調節池を造るのか。

【事務局】

- ・基本的には素掘りの調節池とする計画である。

【委員】

- ・文化財の話はなくなったのか。

【事務局】

- ・発掘調査をした時点でないということであると理解している。

【委員】

- ・Google マップを見ると完全に覆土されており、河川では調節池の工事が始まっている。私自身、川を見ることがあるので非常に気になっている。
- ・教育委員会と東京都で調整しているのか非常に重要なことだと思う。

【事務局】

- ・法令に基づいた事前の調査、試掘・発掘調査を東京都が行う中で、市の教育委員会とも情報交換しながら実施をしていると伺っている。

【委員】

- ・報告書はまだ出ていないようであるが。

【会長】

- ・調節池を作って洪水の被害を防ぐことと、自然環境を守ることのバランスが大切である。

【委員】

- ・都が下谷橋に、調節池を造るということは、容量が足りないということであるか。

【委員】

- ・中間見直し時点では「協力して事業を進めます。」とある。

【会長】

- ・事務局から追加で説明はあるか。

【事務局】

- ・下谷橋調節池については、都が河川管理上、調節池を設けるとしている。ただし、調節池を設けるにあたっては、法令等で必要な調査等を行った結果、工事に入っているといた状況である。
- ・一方、水が入らない状況のときに、例えば多摩川沿いでは、野球グラウンドやサッカーグラウンド、テニスコートなどの上部利用しているところもある。
- ・本市においては、黒目橋調節池はスポーツセンターの地下がパルテノン神殿のような形で、水が全部そこに入るようになっているが、下谷橋調節池は、堰を造ってそこに川の水を流し込むものになる。水が流入していない状況下で、上部利用としてスポーツ施設等に使えることができないかというのを庁内で検討している。ただ、本事業の大前提は調節池を造るということである。

【委員】

- ・白山公園と同じ機能か。

【事務局】

- ・調節池と調整池とでは設置者が違うところがあるが、水を貯めるという基本的な機能は同じである。

【事務局】

- ・河川管理上必要だということで、東京都で行うこととしている。

【事務局】

- ・基本構想では20年近く前から「水と緑とふれあいのまち東久留米」というキャッチフレーズを掲げてきたので、「水」というイメージが強い中で、今回の基本構想に「土」というフレーズを入れた。
- ・行政側からすると、自然保全と都市開発は表裏一体であるという中で、どのようにバランスを取るかが非常に難しいところがあるのも事実である。また、「土」に着眼した施策で言うと、農地に関しては、自然面では農地の保全であるが、農業者からすれば農業振興が目的となる。同じものであっても目的が異なっている。そこも考慮した上でどういったニュアンスで表現できるのか事務局で調整したいと考えている。

【事務局】

- ・赤字の部分の修正というところの補足だが、この間様々ご議論をしていく中で、まずは市民の方が手に取ってわかりやすい表現に見直していくという基本に立ち返ったことにより、修正の箇所が多くなったという経緯もある。

【会長】

- ・なかなか難しいが、できるだけ専門用語をやめて、小学校高学年ぐらいの方が、読んでわかるようにするというところで検討を始めた。

【委員】

- ・表現的に堅苦しきもあるので、「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」という基本理念としてあるので、住民の方によりこれを見てもらえるような内容もある程度盛り込まれた方が良いと思う。
- ・東京都でも地域戦略の見直しを審議会で行っており、中間まとめをしたところである。2030年、2050年に向けて国際的にも東京都が踏み込んでやっていかなければいけないと認識しており、脱炭素と生物多様性を2本柱でやっていくこととしている。そのような中で東久留米市がどうあるべきかを市民の皆さんに考えてもらえる切り口もあると、より説得力のある計画になると思う。

【会長】

- ・今の意見に関して、事務局から何かあるか。

【事務局】

- ・市民の方にわかりやすいようにといったキャッチフレーズを考えられるか、事務局、部会でも検討してみたいと思う。
- ・生物多様性が国際的には地球温暖化と両輪の政策になっている一方、地方公共団体としては、緑の基本計画と並行している例が多いと感じている。
- ・行きつく方向性としては、都の計画と整合性をとることはとても重要だと思っている。

【委員】

- ・一般的に地方自治体は緑の基本計画と生物多様性を一体的に考えていることはおかしな話ではない。

- ・国際的な意味での生物多様性戦略が気候変動問題の中に包含されるという意味ではそれらを一緒にするという気にはなくてよいのではないかと思います。

【委員】

- ・それは別の話だと思っている。

【委員】

- ・気候変動対策が中心になっていく中で、生物多様性が失われているというように、トレードオフの関係が言われているので、温暖化対策が行き過ぎてしまうと生物多様性がおろそかになってしまう。そのところのバランスは大事であろう。

【会長】

- ・生きものの多様性は、水と緑と土に支えられている。
- ・樹木、森林土壌、農地炭素吸収のリザーバーであって、貯蓄されているCO₂やメタンとしてできるだけ排出させないことも、緑の基本計画に絡んでくる話である。
- ・財政的な問題がなければ、総合計画に各計画を並べて策定すれば、一番やりやすいと思う。本当は単体でやるべき話だとは思いますが、地球温暖化の実行計画の区域施策編でも、自治体によっては環境基本計画と合わせている。
- ・その検討を事務局としているわけではないが、環境基本計画が長期総合計画の環境部門のフレームとは言え、暮らしや開発と絡んでくるので、区域施策編をどこと一緒にするかなど、テクニカルな話になるかもしれない。

【委員】

- ・国交省と環境省が、それぞれ計画を作らなければいけないと言っているのですが、その構造はよくわかる。その中でグローバルに言われているようなことの位置づけの中で、市民の皆さんに考えてもらえる建付けになっていけば良いと思う。

【会長】

- ・ぜひ検討部会でもご紹介させていただければと思う。他にいかがか。

【委員】

- ・平面的数字が都市としての立体的なイメージとして繋がっていない。他自治体で一步先を進んだ市があれば情報として出してもらえないかと思う。生活の中でどのように絡んできているのかをイメージとして作り上げなければならないと感じている。それを検討する必要があるのではないかと思うが、サンプルとなる自治体の情報がないので一步前に進みにくい。

【委員】

- ・一步前に進むというのはどういうことか。数値目標を一生懸命守ろうとする意欲に繋がらないといことか。

【委員】

- ・例えば落合川で子供たちが泳いでいる光景は、一つの理想の形だと思う。一方、黒目川は水が流れているけど遊歩道があり、ベンチに腰をおろすのみで、何かするという場所ではないような気がする。それがいけないというわけではないが、様々な利用の仕方があったらどうかと思う。そういう意味で、どこか見本となる自治体があればと思う。

【委員】

- ・見本は東久留米市が作ればよいのではないかと捉えていただきたい。
- ・目指す姿についても書いてある。具体的に言うと、拠点を作り、人と生きものと水が有機的に繋がっていく街にしたいというのが、この計画の骨子となる。それがわかりづらいというのか、あるいはこのようにした方がいいということであれば、意見をいただきたい。

【委員】

- ・例えば下里に遺跡があるが、縄文から現在に至るまで人の営みがある。これはなぜかと思うと、そこに水があり、日当たりが良い。人が自由に出入りできる。そういうことがいくつかあるというのが理想であって、そこは単に人が通る道であるだけではないのではないかなと思う。

【委員】

- ・理想論の話は少し複雑になるが、例えば小河川を蓋掛けすると、歩く人にとってはとても便利であるが、生態系にとってはそれほど良いものではない。結局理想とは何かというと、どこかで折り合いをつけていくことになる。その中で東久留米がどのような姿を将来描いていくか。我々はこの計画の中でどのような姿を目指すのかを掲げてきたのが、拠点とゾーンを設定し、人も生き物も一体的に繋がって生きていく街であるということである。

【会長】

- ・すでに散策コースとしてのモデルルートがあり、今のご意見をそこに反映させることは検討にあたいする。

【委員】

- ・氷川神社の散歩コースを歩いてみたが、自分が一番必要としているものが全部見て楽しむことができる。

【会長】

- ・散策路の充実をというような形で検討部会にも審議会からの意見という形で上げさせていただきたい。

【委員】

- ・非常勤講師しているときに、山手線から30分で、川で遊べる場所があることを毎年話していた。なぜそれを話していたかということ、私自身、多摩川がまだ綺麗な時代を知っている最後の世代だと思っている。例えば二子玉川から川崎側に渡るときに魚が足に当たっていたことを経験している。東久留米市にはまだそういう場所がある状態なので、守っていただきたい。

【会長】

- ・先人が大事に育ててきたものを将来の世代に引き継いでいくのも環境条例の趣旨ではある。

【委員】

- ・骨子案の野火止用水のところで、近年の確認状況により、アブラハヤからオイカワに変わっている。アブラハヤは非常に水の綺麗なところに生息するが、オイカワは、比較的川の汚れにも強い魚である。魚に詳しい人が読んだら、野火止の水質が変わったのか、ないしは、生息環境が悪くなったのかと読めてしまうので、この書き方でよいのか疑問に感じている。

例えば、「これまでにアブラハヤやオイカワなどのなど小型の魚類が見られています。」
という表現が良いのではと思う。

【会長】

- ・ありがとうございます。

【委員】

- ・散策路を周知あるいは新たに作るということを提案するとあったが、これは一方で負の遺産でもある。実は散策路の藪や樹木が茂っているところに、廃棄物を捨てる人が多いということ念頭に置いておかなければならないと思う。
- ・黒目川の両岸にもかなりの廃棄物が出ている。それからプラスチックの問題もある。
- ・都が年2回ぐらい、河川の両側、河道の中の草刈りをしているが、ビニール袋、ペットボトル、あるいは自転車等が廃棄物として捨てられている。清流を守る上で、例えば子どもたちに市のホームページ等を通じて、啓蒙に繋げてはどうかと思っているが、骨子案の中にあまり書かれてないので、危惧している。

【会長】

- ・そのあたりについて事務局としていかがか。

【事務局】

- ・不法投棄やポイ捨て問題は、我々も非常に大きな課題として受けとめている一方、散策路や公園の個別具体の維持管理にかかる部分やさらに細かい部分については、計画に掲載するという趣旨のものではないと受けとめている。

【委員】

- ・環境基本計画の中には、ポイ捨て等の問題を全部取り上げている。

【事務局】

- ・環境美化に向けて、子供たちの環境意識を高めていくことは非常に大切なことだと思っている。この計画の中でも環境学習の推進等があるが、水と緑、生物多様性に特化したものになるので、おっしゃっていただいた取り組みは、環境基本計画の中の環境教育の施策として考えていくべき事項であると思っている。また別の場面でそのようなご意見をいただいたことは伝えていく。

【会長】

- ・検討部会でもポイ捨て等を含めて、学習に関しては考えていく。

【委員】

- ・コロナ禍で余計増えた感じがあり、気になっている。

【会長】

- ・散策する人が多ければ人目があるので、ポイ捨てしないだろう。
- ・検討部会でも意見が出たが、「くるめの里一周コース」は今もあるのかという意見も出た。
- ・今でも散策マップがあるのか。

【事務局】

- ・マップは今でもある。

【会長】

- ・単に散策ということではなく、先ほど委員が言われたような、繋がりのこと、そして子どもたちへの教育、さらにポイ捨てしないという辺りを、うまく絡めて、さらに市長が公約しているデジタル化ということも絡めていければ、例えばバーチャルツアーのようなこともできるだろう。その辺を視野に入れて検討させていただければと思う。
- ・新任委員の方はいかがか。

【委員】

- ・数日前に環境政策課と話をした際に八幡第4緑地のことを話した。緑地ができた当初は綺麗だったが、年数が経ち、木は茂って、向かいのマンションの5階の高さぐらいまで伸びている。鬱蒼と茂って緑地の地面は雑草だらけになっている。朽ちたブランコの代わりにアスレチックのような遊具を入れたようだが、木の管理はされていない。蚊も多く、昔はバス停に向かうために通り抜けていたが、今は誰も通らないで迂回している。中には枯れている木もあり、台風などで倒れないか心配なので見てほしいとお願いした。
- ・緑といっても、地図上では緑だが、暗くても鬱蒼として怖くて通れない。乗り捨てられた自転車が溜まったりしている。緑地といえども、実際にそこに行って安らぐ、くつろげる場所ではない。
- ・例えば10分歩けば、水や緑があって安らげる場所があれば良いと思う。

【会長】

- ・他市でも大規模開発マンションを建設したときに緑地を市に寄付をしているところがあるが、その後は荒れ放題というのは散見される。

【委員】

- ・低木を植えるのが良いと思う。

【会長】

- ・低木だと、お子さんの道路への飛び出しや不審者が潜みやすいなどの防犯上の問題も出てくる一方、高木では毛虫や落ち葉の問題も出てくる。
- ・緑を維持するということと快適な生活、安全な生活をするには、自然環境は保護すべきものと、人間が利用する開発的なこととのバランスを取る中で何が一番大事なのかということであろう。

【委員】

- ・おっしゃった話でいうと骨子案の基本方針4では、片方は緑を増やす。片方はきちんと管理していくということが書いてある。

【委員】

- ・基本方針の市民参加についてあるが、小平市では、1,200平米の土地を寄贈して公園にしてほしいという遺言があったようだが、どのように整備していくかを市民も交えて、費用についてはふるさと納税やクラウドファンディングも利用したようである。
- ・新しく公園を整備するにあたっては、市民にも参加してもらった方が良いと思う。
- ・学校の部活動などを通じて、フィールドワークは子供たちに託し、継続してもらうなど子どもたちをもっと巻き込みたいと思った。
- ・これだけ良い水が東久留米にはあるので、令和の名水にも選ばれてほしいと思っている。

【会長】

- ・ 今日いただいた意見を検討部会の方で反映させていただくので、よろしく願います。
- ・ 次の議題に移るが、事務局はよろしいか。

(4)報告

①向山緑地公園及び柳窪けやき森の広場土地購入について

【事務局】 資料4の説明

【会長】

- ・ けやき森広場は人工的にけやきを植栽して増やそうというのが元の形である。昔は農家の狭い畑に杉だけがあっただけだったが、逆にけやきだけの土地というのは非常に貴重である。
- ・ 今の件について意見等なければ、地球温暖化対策実行計画の事務事業編について、説明をお願いします。

②東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

【事務局】 資料5の説明

【会長】

- ・ 事務事業編は第4次となるが、環境基本計画の期間内に強化する主な施策」というところに、区域施策編の策定と実行というものがある。
- ・ 私が作成した委員参考資料を見ていただくと、ちょうど次の環境基本計画と同じタイミングとなる。
- ・ 「期間内に強化する主な施策」の2番目は生物多様性戦略の策定と推進であり、これは緑の基本計画の中に入った。また、緑地保全計画も進んでいる。市民、事業者、市の三者による協働の仕組み作りは委員が強く押されてきたところであるが、進捗していない状況である。
- ・ 今の事務事業編の周辺の話も含めて、意見等はあるか。

【委員】

- ・ 屋上の太陽光パネルは何kWか。

【事務局】

- ・ 詳細な数字は今はわかりかねる。

【委員】

- ・ 地域防災計画においては、環境政策課と防災防犯課が、震災のときに市全体をマネジメントする位置づけになっている。地球温暖化対策ではなく、むしろ防災という観点から、市役所を強化する義務がある。マネジメントするためには、予備電源が足りない実情があるので、環境基本計画で順番に取り組むのではなく、もっと早く取り組まなければならないのではないか思う。
- ・ 司令塔が機能しなければ、東久留米市の防災機能はほとんど役に立たないということになる。そのような設備状況にありながら、市役所のことは後回しするという考えがある。災害はいつ起こるかわからないので、積極的に早く市民のために防災機能を強化するために予算を使

うべきだと思う

【事務局】

- ・災害が発生したときに、災害対策本部を設置して防災防犯課が所管することになる。
- ・この庁舎を建造したときに、非常電源設備を導入したが、ディーゼル発電で、50 数時間しか機能しない状況となっている。一方で、近年は災害に対する考え方が変わり、災害発生時から 72 時間の対応が一番重要だということで、72 時間の電源確保が求められてきた。
- ・脱炭素化の流れで庁舎に太陽光発電パネルの設置を検討していく中で、化石燃料由来の電気から再生可能エネルギーに変えることだけを目的に、太陽光発電パネルを積むのではなく、脱炭素化の取り組みとあわせて、減災レジリエンス機能の強化も行えないかとの考えを持った。
- ・太陽光発電パネルの設置と蓄電池を入れることによって、72 時間の電源を確保するとともに、昼間時の電気代を抑えるために蓄電池を利用するのが、本庁舎の太陽光発電パネルの設置の考え方である。災害対策本部が招集する部屋を中心に電気を供給する計算をしているため、災害があった際には市が機能するものと考えている。

【会長】

- ・事務事業編に関しては、例えば公共施設を削減してしまえば早く温室効果ガスを削減できるが、それによって市民が不便を被ることもあるので、十分熟慮の上、公共施設マネジメントも視野に入れて取り組んでいただければと思う。

【委員】

- ・事務事業編は環境政策の延長でどうにかなると思うが、区域施策偏と脱炭素は、部署を横断的に取り組まざるを得なくなっているのが、別枠で考えた方がよいのではないかと思う。様々な地域を見ると、地方創生と絡んで、町村で取り組む例も出てきている。その場合には環境政策課が前面に出てくるのがこれまでの再エネの導入の形だったが、現在は、環境政策課以外の部署が出てくることもあり、そうしないと脱炭素はできない。東京都も先進的に取り組まれているので、東久留米市も頑張っていただきたい。

【事務局】

- ・脱炭素戦略は、エネルギー戦略であることをうまく活用して地域課題を解決していく流れになっている話だと思う。

【委員】

- ・地域課題と産業振興である。

【事務局】

- ・本市においても、街づくりを所管する部署も含め、脱炭素の取り組み、エネルギー戦略は横串的な考え方があると理解している。減災機能の強化という点では地域の強靱化にも繋がるので、そういった部署を集めて、まずは公共施設で検討していくことを考えている。

【委員】

- ・どこから優先的に取り組むかを考えていかないと、いきなり脱炭素には行けないので現実路線で考えていく必要がある。

【事務局】

- ・脱炭素を進めることによって既にある地域課題も一緒に解決していくような視点も必要であるが、環境政策課だけでは進まないと思うので、庁内連携する必要がある。

【委員】

- ・視点を変えないと、環境政策課が主になって進めるとなると、拒否反応として規制が入る、我慢しなければならないという話になってしまう。

【会長】

- ・区域施策編の基本は、長期総合計画と平行に置くということで、環境省もマニュアルで示している。それは十分わかった上で、環境基本計画と一緒にしたらどうかということを先ほどした。

【委員】

- ・脱炭素は、環境政策なのかというところが揺らいでいるのかなと思う。

【委員】

- ・政策決定として、減災機能の強化をするにあたり、なぜ今頃になって、太陽光パネルを設置しなければ容量が足りないということが表に出てきたのが問題だと思う。市役所の防災機能が守られなければ意味がない。

【委員】

- ・おそらくその東日本大震災の前後で意識が違っているのではないかな。

【委員】

- ・元々72時間動かさないという状況が基本的にわかっていたということは、特殊建築物の調査では多分指摘されていたと思う。それを延々と無にしてきているところが行政のやり方、税金の使い方のまずいところだと思う。

【会長】

- ・公助・共助・自助のウェイトの考え方が東日本大震災で変わってきた。

【委員】

- ・ウクライナ情勢で新電力の購入について現実性はかなり厳しくなる。新電力契約しないところが増えるが今後の見通しはどうか。

【事務局】

- ・ご指摘の通り、今の電力情勢を受けて以前よりも情勢は厳しくなっているというところは伺っているが、今後の見通しについて、新電力の契約ができるのかあるいは従来のものになるのかについては不透明な状況である。

【事務局】

- ・電力会社によって状況は違うと思う。発電所などをバックに持っているかにより左右される。

【委員】

- ・発電所持っているところが生き残るが、それが要するに今はCO2排出量ベースの低いところだが、高いところになる可能性もある。
- ・電力需給が逼迫になっている中で、LNGが入ってこなくなると、夜間に電気を貯めるのも厳しくなる。うまくいかないときのシナリオをもう少し考えた方がよろしいのではないかなと思う。

【会長】

- ・時間も過ぎているので、日程調整についてお願いします。

(5)その他

【事務局】 日程調整（資料）について説明

- ・次回の審議会を10月中旬もしくは下旬を予定している。その他、年3、4回の会議を予定している。今後の開催にあたり、日程調整の参考とするため、日程調査票をご提出いただきたい。
- ・メールでも日程調査票を送るので、9月6日までにご提出いただきたい。

【会長】

- ・以上をもって、第1回環境審議会を閉会する。